

「令和8（2026）年度地域脱炭素化支援事業」業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨・目的

本事業は、本県が作成した「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」や「とちぎ脱炭素先行地域創出プロジェクトアクションプラン（令和5年3月28日）」を踏まえて、県内市町による地域脱炭素の取組についての検討を支援することで、地域における脱炭素化を促すとともに、支援の過程で得たノウハウ等を蓄積することにより、県全体に脱炭素ドミノの展開を図ることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

「令和8（2026）年度地域脱炭素化支援事業」業務委託

(2) 業務内容

別添『「令和8（2026）年度地域脱炭素化支援事業」業務委託仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9（2027）年3月26日（金）まで

(4) 委託料上限額

8,498,980円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 問合せ先

栃木県環境森林部気候変動対策課カーボンニュートラル推進室

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

電話 028-623-3262

電子メール kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 栃木県物品調達等競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する、又は契約締結時まで資格を取得する見込みの者であること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、栃木県競争入札参加資格者停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止又は指名保留期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 類似業務の受注実績があり、確実に履行できる者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和8（2026）年5月20日（水）～6月1日（月）
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和8（2026）年5月26日（火）正午
ウ 質問に対する回答	令和8（2026）年5月29日（金）予定
エ 参加表明書提出期限	令和8（2026）年6月1日（月）午後5時
オ 企画提案書提出期限	令和8（2026）年6月11日（木）午後5時
カ プレゼンテーション（予定）	令和8（2026）年6月18日（木）
キ 選定結果の通知・公表	令和8（2026）年6月19日（金）頃

(2) 実施要領等の配付

栃木県ホームページで公表するほか、下記にて配付する。

なお、企画提案書の作成に必要な仕様書「4 業務内容」に記載の実証事業等の詳細情報については、参加資格確認後に提供する。

ア 配布期間

令和8（2026）年5月20日（水）～6月1日（月）

イ 配布場所

栃木県ホームページ（入札・公売）からダウンロードできる。

※URL (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>)

(3) 質問・回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（様式1）により電子メールにより提出すること。

ア 受付期間：公募開始日～5月26日（火）正午必着

イ 質疑方法：電子メールにより、2（5）に提出すること。

ウ 回答期日：令和8（2026）年5月29日（金）予定

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ（4（2）イのURL）に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式2）及び確認書（様式3）を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限：令和8（2026）年6月1日（月）午後5時

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2（5）のとおり

ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

持参による提出の受付時間は、土日・祝日を除く平日の午前9時～午後5時まで（正午から午後1時は除く。）とする。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8（2026）年6月11日（木）午後5時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

（5）企画提案書の内容及び提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、令和8（2026）年6月11日（木）午後5時までに持参又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

なお、5（2）のプレゼンテーション及びヒアリングにおいて、当該企画提案書を用いることから、横型、横書きを推奨する。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

（ア）企画提案内容

仕様書「4 業務内容」の項目毎に企画内容を提案すること。

その他本業務の目的を達成するために有効な手段や方法があれば、独自に提案すること。

（イ）実施計画及び全体スケジュール

（ウ）業務遂行人員体制

（エ）業務従事者が木質バイオマスについて専門的な知見やノウハウ等があることを示す資料

（オ）類似業務の業務実績

（カ）見積額（総額、内訳、諸経費、消費税を明記）

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、紙媒体で8部（正本1部、副本7部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本は無記名とし、社名が類推できないように作成すること。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は、企画提案書の見積額と整合させること。

（6）企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）をオンラインで実施する。プレゼンテーション等の日時、実施方法等の詳細については、別途通知するものとし、日時に係る希望等は受け付けない。

(3) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーション等について、評価基準に基づき、県が別に定める選定委員会が総合的に審査し、最も優れた提案を行ったと認められるものを契約候補者として選定する。

なお、応募申込者が1者のみであった場合は、審査を行ったうえで、一定の基準を満たした場合に契約候補者として選定する。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2（4）の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約候補者の名称を栃木県ホームページ（入札・公売）に公表する。なお、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けない。

7 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。

- (2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (3) 契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (4) 契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

8 その他

- (1) 委託業務における制作物の著作権は、栃木県に帰属するものとする。
なお、委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するにあたり、制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (2) プロポーザルへの参加により栃木県等から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。委託業務が完了し、契約が解除された後についても同様とする。

附 則

この要領は、令和8（2026）年5月20日から施行し、委託業務の契約を締結した翌日にその効力を失う。